

津市国際化基本計画（平成 25 年度～平成 29 年度）（案）について

1 計画策定の趣旨

本市では、平成 21 年度から平成 24 年度までを計画期間とする「津市国際化基本計画」を策定し、姉妹都市・友好都市交流を中心とした国際化の推進と、外国人住民の増加に伴う多文化共生の取組を推進してきました。

計画策定以後、世界金融危機等により社会情勢は急激に変化し、外国人住民を取り巻く環境は大きく変化したことから、本市においても外国人登録者数は平成 20 年のピーク時より 2,000 人程減少しましたが、反面そのような状況においても、様々な理由により帰国することなく、地域での定住・永住を選んだ外国人住民を、地域の生活者としてとらえた取組が求められています。

こうした状況を踏まえ平成 21 年策定の計画期間が終了することを受け、引き続き今後の本市の国際化の推進と多文化共生社会の実現に取り組むことを目的として「津市国際化基本計画（平成 25 年度～平成 29 年度）」を策定するものです。

2 計画期間

本計画（案）の期間は、平成 25 年度（2013 年度）から平成 29 年度（2017 年度）までとします。

3 計画の基本的な考え方

本計画（案）では、平成 21 年策定の津市国際化基本計画の基本理念、基本目標、施策の体系、施策の基本的な考え方を引き継ぎ、今後も国際化や多文化共生への施策を推進します。

(1) 基本理念

国籍や民族、多様な文化の違いを認め合う、心豊かで元気あふれる県都の実現

(2) 基本目標

ア 多文化共生のまちづくりとその推進

イ 姉妹・友好都市など海外諸都市との交流の充実

ウ 国際感覚豊かな市民の育成

エ 国際化への取組体制の整備・充実

(3) 施策の体系

基本理念→基本目標→施策の基本的な考え方→具体的な施策

(4) 施策の基本的な考え方

ア 多文化共生のまちづくりとその推進

- ① 外国人住民のコミュニケーション支援
- ② 外国人住民の生活支援
- ③ 多文化共生のための地域づくり

イ 姉妹・友好都市など海外諸都市との交流の充実

- ① 姉妹・友好都市交流の継続と促進
- ② 姉妹・友好都市以外の交流促進

ウ 国際感覚豊かな市民の育成

- ① 国際交流機会の充実
- ② 国際化を担う人材の育成
- ③ 市民主体の国際交流活動支援の充実

エ 国際化への取組体制の整備・充実

- ① 国際交流協会への支援と協働
- ② 行政の国際化

4 施策の推進（２－参考２）

これまで取り組んできた施策を検証し、拡充や継続に取り組みます。

5 計画の進め方

これまで同様、市民、事業者、各種団体や国、地方公共団体との連携と協働を進め、国際化時代の潮流を注視しながら確実な推進を目指します。

6 今後のスケジュール

平成25年2月18日から平成25年3月19日までパブリックコメントを実施の後、津市国際化基本計画を策定します。

施策の推進

1 多文化共生のまちづくりとその推進	主 な 具 体 的 施 策
(1) 情報の多言語化	外国人住民相談窓口の拡充や、多言語に加え新たに「やさしい日本語」による定期的な情報提供に努めます。
(2) 日本の生活や日本語に関する学習支援	生活オリエンテーションの実施を通じた日本での生活等に係る学習機会の提供や日本語教室の開講等による日本語学習支援に引き続き努めます。
(3) 居住に関する支援	外国人住民の転入等の際し、自治会に関する説明や生活オリエンテーションによる地域での円滑な生活に係る支援に引き続き努めます。
(4) 教育に関する支援	外国につながる子どもが学びやすい教育環境の整備や、日本語教育、将来を見据えた支援に引き続き努めます。
(5) 就労環境に関する支援	外国人労働者を雇用する企業や商工会議所等と連携し、社会保険等への加入啓発等、外国人労働者の就労環境の改善を促します。
(6) 医療・保健・福祉に関する支援	多言語での啓発等、外国人住民の医療・保健・福祉施策への情報提供に引き続き努めます。
(7) 防災に関する支援	「災害時要援護者」となる可能性がある外国人住民に対し、防災教育や防災訓練の実施、災害関連情報の多言語提供に係る拡充に努めます。
(8) その他の支援	市内で生活する留学生等に対し、日用品の提供や関係機関と連携した支援に引き続き取り組みます。
(9) 地域住民に対する意識啓発	多文化共生イベントや広報等を通して、地域住民へ多文化共生に関する意識啓発を引き続き行います。
(10) 外国人住民の社会参画	外国人住民の意見が行政や地域社会へ反映できる仕組みづくりや、外国人住民による組織や活動リーダーの発掘や育成に引き続き努めます。
2 姉妹・友好都市など海外諸都市との交流の充実	主 な 具 体 的 施 策
(1) 姉妹・友好都市交流の継続	これまで行ってきた姉妹・友好都市交流を継続します。
(2) 姉妹・友好都市交流の促進	これまでの姉妹・友好都市交流から、環境・経済・観光等のより実効的な交流への発展を進めます。
(3) 海外諸都市との交流の促進	姉妹・友好都市以外の海外諸都市との交流を推進するとともに、企業や団体等が行う海外諸都市との交流を支援します。
(4) 市民主体の交流の推進	これまで各地域において取り組まれてきた外国諸都市との交流について、今後も市民主体の交流として引き続き推進・支援します。
3 国際感覚豊かな市民の育成	主 な 具 体 的 施 策
(1) 国際交流・多文化共生イベント開催への支援	国際交流・多文化共生イベントに対し、津市国際交流事業補助金を活用した継続的な支援や情報収集・啓発に引き続き努めます。
(2) 国際交流・多文化共生に関する広報の充実	支援する国際交流・多文化共生イベントの市広報・ホームページへの掲載や、周知啓発を引き続き行います。
(3) 国際理解教育の充実	各種団体との連携や外国語指導助手の配置等により、国際理解教育や英語教育の取組の充実を引き続き図ります。
(4) ボランティア等の育成推進	国際交流推進団体との連携により、ボランティアの発掘や育成推進に引き続き努めます。
(5) 国際交流推進基金の適切管理と運用	国際交流推進基金の適切管理と運用を引き続き行います。
(6) 国際交流・多文化共生活動への支援の充実	津市国際交流事業補助金の安定した確保により、国際交流・多文化共生活動への支援の充実に引き続き努めます。
4 国際化への取組体制の整備・充実	主 な 具 体 的 施 策
(1) 国際交流協会への支援と協働	平成22年4月の組織統合により新たに誕生した「津市国際交流協会」と協働・協力するとともに、津市国際交流協会補助金による支援を引き続き行います。
(2) 国際化関係部門の充実と国際化対応能力の向上	本市における関係部署間との連絡調整や職員研修等を通じて、関係部門の充実と国際化対応能力の向上に引き続き努めます。

津市国際化基本計画

【平成 25 年度～平成 29 年度】

(案)

平成 25 年 月

津 市

目 次

序 章 国際化基本計画の策定にあたって	1
第1章 計画の前提条件	
1 計画の背景	
(1) 国際交流に関する取組	2
(2) 国際化の進展と多文化共生の必要性	2
2 計画の性格	3
3 計画の構成	3
(1) 本市における国際化の現状と課題	3
(2) 本市における国際化の基本的な考え方	3
(3) 本市における具体的施策	3
(4) 計画の推進体制	3
4 計画の期間	3
第2章 国際化の現状と課題	
1 外国人登録の状況	
(1) 我が国の外国人登録者数の状況	4
(2) 三重県の外国人登録者数の状況	5
(3) 津市の外国人登録者数の状況	7
2 外国人住民の生活現況	
(1) 外国人住民が抱える悩み	8
(2) 外国人住民の日本語の理解度	9
3 国や県の外国人施策における動向	
(1) 国の動向	11
(2) 三重県の動向	12
(3) 他市における現況と対策状況	13
4 姉妹・友好都市交流の概要	
(1) 姉妹都市（ブラジル・オザスコ市）交流の概要	15
(2) 友好都市（中国・鎮江市）交流の概要	16
5 国際交流推進団体の活動状況	17
6 国際化へ向けた課題	17
第3章 国際化の基本的な考え方	
1 基本理念	18
2 基本目標	18
3 施策の体系	20
4 施策の基本的な考え方	21

第4章 本市における具体的施策

1 多文化共生のまちづくりとその推進

(1) 情報の多言語化	23
(2) 日本の生活や日本語に関する学習支援	24
(3) 居住に関する支援	25
(4) 教育に関する支援	25
(5) 就労環境に関する支援	28
(6) 医療・保健・福祉に関する支援	29
(7) 防災に関する支援	30
(8) その他の支援	30
(9) 地域住民に対する意識啓発	31
(10) 外国人住民の社会参画	31

2 姉妹・友好都市など海外諸都市との交流の充実

(1) 姉妹・友好都市交流の継続	33
(2) 姉妹・友好都市交流の促進	33
(3) 海外諸都市との交流の促進	33
(4) 市民主体の交流の推進	34

3 国際感覚豊かな市民の育成

(1) 国際交流・多文化共生イベント開催への支援	35
(2) 国際交流・多文化共生に関する広報の充実	35
(3) 国際理解教育の充実	35
(4) ボランティア等の育成推進	36
(5) 国際交流推進基金の適切管理と運用	36
(6) 国際交流・多文化共生活動への支援の充実	37

4 国際化への取組体制の整備・充実

(1) 国際交流協会への支援と協働	38
(2) 国際化関係部門の充実と国際化対応能力の向上	38

第5章 計画の推進体制	39
-------------	----

序 章 | 国際化基本計画の策定にあたって

本市では、平成 21 年度から平成 24 年度までを計画期間とする「津市国際化基本計画」を策定し、姉妹都市・友好都市交流を中心とした国際化の推進と、外国人住民の増加に伴い「国籍や民族、多様な文化の違いを認め合う、心豊かで元気あふれる県都の実現」を基本理念とする「多文化共生」の取組を、総合的かつ計画的に推進してきました。

しかしながら、計画策定以後、社会情勢は急激に変化し、世界金融危機（リーマンショック）による雇用情勢の悪化は、雇用環境が不安定な日系人をはじめとする定住外国人の生活基盤を奪い、外国人住民の生活に多大な影響を与えたとともに、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災を背景に、年々増加していた外国人登録者数も平成 20 年（2008 年）をピークに帰国や転出等により大幅に減少しましたが、反面このような状況においても、様々な理由により帰国することなく地域での定住・永住を選んだ外国人住民の方々も数多くあります。

国（内閣府）では平成 23 年 3 月に「日系定住外国人施策に関する行動計画」が策定されたほか、平成 24 年 7 月には、外国人住民の日本での生活の利便性向上などを目的に新たな「出入国管理及び難民認定法」、「住民基本台帳法」が施行されました。また、南米系日系外国人が多数居住する自治体で構成する「外国人集住都市会議」などが中心となり、外国人住民を取り巻く様々な諸課題への調査研究を行うとともに、国や経済界に向けた政策提言を行うなど、外国人住民の安定した生活の確保に向けて取り組んでいます。

こうした状況の中、「津市国際化基本計画」が平成 24 年度末で計画期間を終了することから、これまでの施策の進捗状況、定住化の進む外国人住民を取り巻く厳しい社会情勢や多様化するニーズ等を踏まえ、あらためて今後の本市の国際化を展望しつつ「津市国際化基本計画」を策定し、以下に記述するところにより関係諸施策の実現に取り組もうとするものです。

本計画では、市内に在住する外国人の方々を「外国人住民」と表現することとし、「市民」には外国人住民も含むものとします。また、この計画の対象には、一時的に滞在する外国人住民の方々も含んでいます。

また、「外国人住民」という言葉には、外国籍の住民のほか、日本国籍を持つ方であっても、その背景やルーツが外国につながる方々も視野に入れて使用します。

第1章 | 計画の前提条件

1 計画の背景

(1) 国際交流に関する取組

1970年代から80年代にかけては、各地で海外の都市等との姉妹・友好都市交流が始められるなど「外への国際化」が盛んに行われるようになり、旧津市においては、三重県とブラジル連邦共和国・サンパウロ州が姉妹提携を行ったことが発端となり、市民の国際的視野の拡大や友好関係の促進、国際親善などを行うことを目的として、サンパウロ州にあるオザスコ市と昭和51年（1976年）10月18日に姉妹都市提携を行いました。その後、経済界や市民レベルで隣国・中華人民共和国（中国）の都市との友好気運が高まり、気候風土の類似性や大学同士の学術交流の実績などから、江蘇省鎮江市と昭和59年（1984年）6月11日に友好都市提携を行いました。また、旧久居市、旧河芸町においても、中国との都市間交流を行い、互いの文化の理解に努め、友好親善を図ってきました。

1990年代に入ると、ホームステイを通じて異文化体験や外国人住民との交流を促進するグループによる国際交流活動の開始や、海外の都市等との姉妹・友好都市交流の支援、市民への国際交流機会の提供を行うことなどを目的として、旧津市、旧久居市、旧河芸町では国際交流協会が立ち上げられました。また、旧津市、旧河芸町、旧芸濃町、旧美里村、旧安濃町などでは中国、アメリカ、オーストラリアなどへ中学生等を派遣する「青少年海外派遣事業」が行われ、旧白山町においては国際交流員（CIR）を中心とした市民参加型の国際交流が盛んに進められるようになってきました。

(2) 国際化の進展と多文化共生の必要性

それぞれの地域で国際交流や国際協力が進められる中、近年は情報通信技術の発達や交通手段の高度化により、経済、社会、文化などあらゆる方面で世界との距離が縮まり、地球規模で人や物の交流が行われるようになってきています。このような中で、個人レベルでの交流も活発になり、市民の世界に対する関心が高まることで、多くの市民が関わる国際交流がますます盛んに進められることが予想されます。

あらゆる方面で世界との距離が身近になる中、経済面で企業の多国籍化が進むとともに、我が国では少子高齢化の加速に伴い、労働力の確保といった面から労働力の国際化も活発化しています。特に平成2年（1990年）に「出入国管理及び難民認定法」が改正されて以降、3世までの日系外国人について「定住者」という在留資格が認められるようになったことを契機として、様々な労働に携わるようになったブラジルなどの南米中心の日系外国人やアジア諸国の外国人が急増してきました。

しかしながら、平成20年の世界金融危機（リーマンショック）を契機に、その数は大幅に減少し、平成23年末（2011年）現在の国内における外国人登録者数は207万8,508人で、世界金融危機以前に比べると6.3%減少しており、三重県においては平成23年末現在で45,547人で、世界金融危機以前と比べ14.2%減少しています。本市においては、平成23年末現在の外国人登録者数は8,129人となっており、ピーク時の平成20年12月の9,339人と比べ12.9%減少しています。

このように、社会情勢の急激な変化に伴い、外国人登録者数は帰国等により大幅に減少したものの、様々な理由により日本での生活を選択した外国人住民は、これからも地域の生活者として認識していく必要があります。

しかしながら、彼らの中には未だ日本語能力に乏しく、コミュニケーション不足に起因する問題を始め、文化や生活習慣、制度の違いからくる様々な問題や、厳しい社会情勢を反映した問題が、各方面で取り上げられてきています。

以上のことから、これまで各地域で取り組まれてきた交流の実績と、今後の多文化共生の必要性を踏まえ、本市における国際化に向けた基本理念や基本方向とその具体的諸施策を「津市国際化基本計画」として取りまとめるものです。

2 計画の性格

本計画は、市政運営の基本方針である「津市総合計画」に基づき、今後の津市の国際化を展望した取組を計画的に推進するとともに、上記を背景として、これまで各地域で取り組まれてきた交流の実績と、今後の更なる多文化共生の必要性を踏まえ、本市における国際化に向けた基本理念や基本目標とその具体的諸施策を明らかにしていきます。

3 計画の構成

本計画の構成は、次のとおりとします。

(1) 本市における国際化の現状と課題

姉妹・友好都市交流や国際交流事業の経過と課題、外国人住民の生活現況と外国人住民を取り巻く問題点など、本市における国際化の現状と課題を明らかにします。

(2) 本市における国際化の基本的な考え方

本市の国際化の現状と課題を見極め、本市における国際化の基本理念と基本目標を掲げるとともに、多文化共生の推進、姉妹・友好都市交流等に係る方向、市民主体の国際交流の推進及び国際化への取組体制の整備・充実に関する基本的な考え方を定めます。

(3) 本市における具体的施策

本市の国際化における基本理念及び基本目標に沿って、多文化共生の推進、姉妹・友好都市交流等に係る方向、市民主体の国際交流の推進及び国際化への取組体制の整備・充実の各分野に係る現状と課題及び具体的施策を明らかにします。

(4) 計画の推進体制

本計画の推進体制を明らかにします。

4 計画の期間

津市国際化基本計画の計画期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間とします。

第2章 | 国際化の現状と課題

1 外国人登録の状況

(1) 我が国の外国人登録者数の状況

平成23年末における我が国の外国人登録者数は、207万8,480人で、前年に比べ5万5,671人(2.6%)減少しています。10年前の平成13年(2001年)に比べると30万18人増加していますが、平成20年のピーク時221万7,426人以降は、世界金融危機等の影響から年々減少しています。

国籍(出身地域)別に見てみると、中国が67万4,871人と登録者数全体の32.5%と最も多く、次いで韓国・朝鮮、ブラジル、フィリピン、ペルーと続いています。上位国籍の登録者数については、全て減少しています。

在留資格(在留目的)別に見てみると、「永住者」(特別永住者を含む。)が47.5%と最も多く、次いで「留学」が9.1%、「日本人の配偶者」が8.7%、「定住者」が8.6%と続いています。

平成20年度の計画策定時では1位の「永住者」に次いで「定住者」が2位でありました。また、平成20年と平成23年のそれぞれの在留資格者数を比較すると、永住者は増加し定住者は減少しています。これは、平成20年の世界金融危機以降、外国人登録者数全体には減少傾向がみられるものの、外国人住民の永住志向の表われであると考えられます。

都道府県別に見てみると、最も多いのは東京都で19.5%、次いで大阪府、愛知県、神奈川県、埼玉県、千葉県、兵庫県、静岡県、京都府、福岡県の順となっており、上位10都道府県で全体の71.9%を占めています。

表1 我が国における国籍別内訳表

平成23年12月31日現在

順位	国籍	登録者数	構成比	前年からの増減数
1	中国	674,871人	32.5%	-12,285人
2	韓国・朝鮮	545,397人	26.2%	-20,592人
3	ブラジル	210,032人	10.1%	-20,520人
4	フィリピン	209,373人	10.1%	-808人
5	ペルー	52,842人	2.5%	-1,794人
6	米国	49,815人	2.4%	-852人
	その他	336,150人	16.2%	-1,180人
	合計	2,078,480人	100.0%	-55,671人

朝鮮とは、朝鮮半島出身者をいう。中国には、台湾出身者を含む。

(資料：平成23年末現在における外国人登録者統計について)

表2 我が国における在留資格別内訳表

平成23年12月31日現在

順位	在留資格	登録者数	構成比	前年からの増減数
1	永住者	987,519人	47.5%	23,324人
2	留学	188,604人	9.1%	-12,907人
3	日本人の配偶者	181,616人	8.7%	-14,632人
4	定住者	177,981人	8.6%	-16,621人
	その他	542,760人	26.1%	-34,835人
	合計	2,078,480人	100.0%	-55,671人

(資料：平成23年末現在における外国人登録者統計について)

表3 都道府県別内訳表

平成23年12月31日現在

順位	都道府県	登録者数	構成比	前年からの増減数
1	東京都	405,689人	19.5%	-12,323人
2	大阪府	206,321人	9.9%	-630人
3	愛知県	200,693人	9.6%	-4,143人
4	神奈川県	166,153人	8.0%	-76人
5	埼玉県	119,725人	5.8%	-3,412人
6	千葉県	110,233人	5.3%	-4,021人
7	兵庫県	98,515人	4.7%	-1,872人
8	静岡県	82,183人	3.9%	-2,374人
9	京都府	52,563人	2.5%	-179人
10	福岡県	52,554人	2.5%	-196人
	その他	583,851人	28.3%	-26,445人
	合計	2,078,480人	100.0%	-55,671人

(資料：平成23年末現在における外国人登録者統計について)

(2) 三重県の外国人登録者数の状況

平成23年末における三重県の外国人登録者数は、4万5,547人で、前年に比べ2.7%減少しています。10年前の平成13年に比べると1万23人増加していますが、平成20年のピーク時5万3,082人以降は、世界金融危機等の影響から年々減少しています。また、県内総人口に占める割合（人口比）は2.41%となっています。

国籍別に見てみると、国籍数は101ヶ国にのぼり、ブラジルが1万5,232人で33.4%を占め最も多く、次いで中国21.0%、韓国・朝鮮12.3%、フィリピン11.8%と続いています。

市町別に見てみると、最も多いのは四日市市（8,358人、人口比2.66%）で、次いで鈴鹿市（8,185人、人口比4.04%）、津市（8,129人、人口比2.81%）、伊賀市（4,586人、人口比4.62%）と続いています。

また、人口比では、木曽崎町の4.74%が最も高く、次いで伊賀市の4.62%、亀山市の4.48%となっています。

表4 三重県における国籍別内訳表

平成23年12月31日現在

順位	国籍	登録者数	構成比	増減数	増減率
1	ブラジル	15,232人	33.4%	-1,419人	-8.5%
2	中国	9,553人	21.0%	-35人	-0.4%
3	韓国・朝鮮	5,584人	12.3%	-205人	-3.5%
4	フィリピン	5,375人	11.8%	-68人	-1.3%
5	ペルー	3,403人	7.5%	-64人	-1.9%
6	タイ	1,322人	2.9%	402人	43.7%
7	ベトナム	1,053人	2.3%	139人	15.2%
8	ボリビア	980人	2.1%	-35人	-3.5%
9	インドネシア	763人	1.7%	4人	0.5%
10	ネパール	301人	0.7%	42人	16.2%
	その他	1,981人	4.3%	-31人	-1.5%
	三重県計	45,547人	100.0%	-1,270人	-2.7%

朝鮮とは、朝鮮半島出身者をいう。中国には、台湾出身者も含む。

(資料：平成23年末現在における三重県内の外国人の状況について)

表5 三重県における市町別人口に占める外国人登録者数の割合（上位10市町）

平成23年12月31日現在

順位	市町名	外国人登録者数	人口に占める外国人登録者数の割合
1	木曾崎町	324人	4.74%
2	伊賀市	4,586人	4.62%
3	亀山市	2,252人	4.48%
4	鈴鹿市	8,185人	4.04%
5	いなべ市	1,385人	2.97%
6	津市	8,129人	2.81%
7	四日市市	8,358人	2.66%
8	川越町	376人	2.63%
9	桑名市	3,172人	2.23%
10	松阪市	3,743人	2.20%
	三重県計	45,547人	2.41%

(資料：平成23年末現在における三重県内の外国人の状況について)

(3) 津市の外国人登録者数の状況

平成23年末における本市の外国人登録者数は8,129人で、前年の同時期に比べて152人減少し、市内総人口に占める割合は2.81%となっています。

国籍別に見てみると、国籍数は72ヶ国にのぼり、ブラジルが最も多く2,793人で34.4%を占め、次いで中国2,129人(26.2%)、フィリピン933人(11.5%)と続いており、前年に比べるとブラジルは8.2%の減、中国は0.4%の減、フィリピンは3.4%の増となっています。

地域別で見ると、津地域が5,455人(67.1%)で最も多く、次いで久居地域1,039人(12.8%)、河芸地域650人(8.0%)が外国人住民の多い地域となっています。

表6 津市の外国人登録者数(地域別)

平成23年12月31日現在

地域	外国人登録者数	外国人登録者数に占める割合	人口に占める割合
津	5,455人	67.1%	1.89%
久居	1,039人	12.8%	0.36%
河芸	650人	8.0%	0.22%
芸濃	152人	1.9%	0.05%
美里	16人	0.2%	0.01%
安濃	315人	3.9%	0.11%
香良洲	247人	3.0%	0.08%
一志	134人	1.7%	0.04%
白山	101人	1.2%	0.03%
美杉	20人	0.2%	0.01%
総計	8,129人	100.0%	2.81%

2 外国人住民の生活現況

(1) 外国人住民が抱える悩み

財団法人三重県国際交流財団(MIEF)の生活相談窓口にて、平成23年度中に寄せられた相談内容を見てみると、全体件数は880件に対し、労働条件や雇用保険、求職など「就労」に関する相談が153件(17.4%)、医療制度や医療機関の紹介、国民健康保険や社会保険など「医療・福祉」に関する相談が147件(16.7%)、日本語学習や小・中・高等学校など「教育・文化」に関する相談が104件(11.8%)、県営住宅や市営住宅に関する「暮らし・住まい」の相談が95件(10.8%)、「出入国・在留関係」が70件(7.9%)となっています。

表7 (財) 三重県国際交流財団に寄せられた内容別相談件数

年度末現在

相談内容	平成23年		平成22年 (件)	平成21年 (件)	平成20年 (件)
	件	%			
出入国・在留関係	70	7.9	79	89	112
就労	153	17.4	133	152	188
医療・福祉	147	16.7	122	88	115
暮らし・住まい	95	10.8	124	167	178
税金	12	1.5	17	20	26
教育・文化	104	11.8	78	69	112
結婚・離婚・国籍	68	7.7	44	31	45
犯罪・法律	49	5.6	30	15	35
自動車	65	7.4	19	18	32
領事館・外務省	25	2.8	18	17	19
財団・団体・ボランティア	63	7.1	61	71	79
その他	29	3.3	16	6	23
合計	880	100.0	741	743	964

また、市役所の窓口にて平成23年度中に寄せられた相談内容を見てみると、全相談件数1,086件(窓口通訳を含み、翻訳等は除く。)に対し、市税の納付相談など「税金」に関する相談が262件、国民健康保険の手続きや保険料など「保険」に関する相談が203件、児童手当や福祉医療など「保健・福祉」に関する相談が180件、生活保護に関する相談が167件、市営住宅など「住宅」に関する相談が141件となっています。

表8 市の窓口寄せられた内容別相談件数(平成23年度)

相談内容	件数	相談内容	件数
労働	18件	保健・福祉	180件
住宅	141件	保険	203件
生活保護	167件	教育	46件
税金	262件	その他	19件
保育	50件	合計	1,086件

(2) 外国人住民の日本語の理解度

平成24年度に外国人集住都市会議が行った「外国人住民の生活・就労及び教育の状況とコミュニティ機能に関する調査」結果から日本語の理解度を見てみると、「話す」ことに関し「(通訳無しに) 話せる」という回答者は全体で38.6%であり、日本での生活年数が2年以上5年未満では10.4%、10年以上で51.5%と生活年数が長いほど日本語を話す能力が高くなる傾向にあります。また、「少し(通訳必要)」という回答は全体で50.4%であり、日本での生活が2年以上5年未満では65.8%、10年以上では43.9%と減少することからも、生活年数が長くなるほど「話せる」外国人住民が増加することになります。

「読む」ことに関しては、「簡単な漢字は読める」が全体で22.2%であり、「ひらがな又はかたかなは読める」が47.5%、「新聞も読める」は11.4%であり、「読めない」という回答が17.9%となっています。

このようなことから、外国人住民が生活していく上で様々な悩みやトラブルに直面しやすく、また、日本語については、聞くことや話すことができても、読むこと、書くことのできない外国人住民が多く、特に漢字を読んだり書いたりすることのできる外国人住民は少ないことが分かります。

表9 外国人住民の日本語の理解度 (日本語は話せるか)

日本語は話せるか	割合
話せる	38.6%
少し(通訳必要)	50.4%
話せない	10.4%
不明	0.6%
計	100.0%

日本語は読めるか	割合
簡単な漢字は読める	22.2%
ひらがな又はかたかなは読める	47.5%
読めない	17.9%
新聞も読める	11.4%
不明	1.0%
計	100.0%

表 1 0 滞在年数別にみた日本語を話す力

滞在年数	日本語は話せるか			計
	話せる	少し（通訳必要）	話せない	
10年以上	51.5%	43.9%	4.6%	100.0%
5年以上 10年未満	18.6%	67.2%	14.2%	100.0%
2年以上 5年未満	10.4%	65.8%	23.8%	100.0%
1年以下	6.5%	42.9%	50.6%	100.0%
全体の割合	39.0%	50.8%	10.2%	100.0%

表 1 1 滞在年数別にみた日本語を読む力

滞在年数	日本語は読めるか					計
	新聞も 読める	簡単な漢字 は読める	ひらがな又 はカタカナ は読める	読めない	不明	
10年以上	16.3%	26.5%	43.7%	13.4%	0.1%	100.0%
5年以上 10年未満	3.0%	17.8%	56.5%	21.8%	0.9%	100.0%
2年以上 5年未満	- %	12.3%	57.0%	30.7%	- %	100.0%
1年以下	- %	16.7%	38.7%	43.5%	1.1%	100.0%
全体の 割合	11.4%	22.5%	47.3%	17.9%	0.9%	100.0%

3 国や県の外国人施策における動向

(1) 国の動向

1970年代までは、日本の外国人住民の大半は終戦前から引き続き日本に在留している朝鮮半島出身者及びその子孫である在日韓国・朝鮮人でしたが、1980年以降は経済活動のグローバル化の進展により国境を越えた移動が活発化したことや、国による中国帰国者やインドシナ難民の受け入れ、留学生の受入れなどもあり、外国人住民数は増加しました。

さらに、平成2年の出入国管理及び難民認定法が改正されて以降、急激に外国人住民の数が増加してきたことから、国においては総務省が平成17年(2005年)度の重点施策に「多文化共生を目指した取組み」を掲げ、「多文化共生の推進に関する研究会」(座長：山脇啓造明治大学教授)を設置し、地方自治体における多文化共生推進について、総合的・体系的に検討を進めるとともに、平成18年(2006年)3月に「多文化共生推進プログラム」を取りまとめ、「地域における多文化共生推進プラン」を策定しました。

こうした総務省の取組で、国レベルではじめて「多文化共生」という用語が用いられ、多文化共生を「国籍や民族の異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義しました。

○地域における多文化共生推進プラン

総務省の地域における多文化共生推進プランでは、多文化共生の推進に関し、地域において取組みが求められる施策として、次のとおり取りまとめられています。

(1) コミュニケーション支援

- ① 地域における情報の多言語化
- ② 日本語及び日本社会に関する学習支援

(2) 生活支援

- ① 居住
- ② 教育
- ③ 労働環境
- ④ 医療・保健・福祉
- ⑤ 防災
- ⑥ その他

(3) 多文化共生の地域づくり

- ① 地域社会に対する意識啓発
- ② 外国人住民の自立と社会参画

(4) 多文化共生施策の推進体制の整備

- ① 多文化共生の推進を所管する担当部署の設置や庁内の横断的な連携
- ② 地域における各主体の役割分担と連携・協働

(資料：総務省「多文化共生推進プログラム」の提言)

その後、平成20年の世界金融危機により、社会情勢は急激に変化をしたことから、各省庁では様々な緊急経済対策事業が実施されました。また、内閣府は平成22年（2010年）8月に「日系定住外国人施策に関する基本指針」、平成23年3月には「日系定住外国人施策に関する行動計画」を策定しました。

また、平成24年7月には、外国人住民の生活における利便性の向上や行政事務の効率化を図ることを目的として、新たな「出入国管理及び難民認定法」及び「住民基本台帳法」が施行されました。

○日系定住外国人施策に関する行動計画

(1) 日本語で生活するために必要な施策

- ①日本語教育の総合的な推進体制の整備等
- ②各種手続の機会を捉えた日本語習得の促進

(2) 子どもを大切に育てていくために必要な施策

- ①子どもの教育に対する支援
- ②ブラジル人学校等の各種学校・準学校法人化の促進等の支援、ブラジル本国政府などへの要請等

(3) 安心して働くために必要な施策

- ①仕事に必要な日本語の習得などを図る職業教育、職業訓練等
- ②多言語での就職相談
- ③事業主に対する指導・相談援助、産業界との意見交換等
- ④就労の適正化のための取組

(4) 社会の中で困ったときのために必要な施策

- ①情報の多言語化、日本に関する情報や日本語の基礎についての情報提供
- ②公的賃貸住宅の活用
- ③民間賃貸住宅への入居支援
- ④防災対策
- ⑤防犯対策
- ⑥交通安全教育
- ⑦外国語で相談できる体制の整備、人材やNPOの育成の推進
- ⑧社会保険、国民健康保険の加入促進等

(5) その他

- ①地方自治体における自主的な多文化共生の取組の促進
- ②日系定住外国人の社会への受入れの必要性・意義についての周知等
- ③在日ブラジル大使館、ペルー大使館等との連携の強化

(資料：内閣府「日系定住外国人施策に関する行動計画」の概要)

(2) 三重県の動向

平成19年（2007年）末の三重県の外国人登録者数は、前年比4.7%増の51,638人となり、県内総人口の2.70%を占めるに至っており、この10年間で約2倍に増加しています。

三重県では、平成2年（1990年）3月、「三重県国際交流推進大綱」を、平成7年（1995年）度に、「三重県国際化推進プラン」を策定し、市町や民間団体、県民と協働して、国際交流を中心とした国際化の推進に取り組んできました。

平成 19 年 3 月、外国人住民の急増という現下の状況を踏まえ、「三重県国際化推進指針」を策定し、多文化共生社会づくりに向け、コミュニケーション施策や生活支援、多文化共生の地域づくりが推進されています。

また、国際交流の中核的組織として、平成 3 年（1991 年）5 月に設立された、財団法人三重県国際交流財団では、国際交流の促進、国際協力の拡充に取り組むと共に、近年の外国人住民の増加に対処するため、多文化を尊重できる社会の構築を目指し、多文化共生社会の推進に重点を置いた取組が進められています。

(3) 他市における現況と対策状況

平成 13 年（2001 年）5 月、ニューカマーと呼ばれる南米系日系人を中心とする外国人が多数居住する都市等が浜松市に集い、地域で顕在化しつつある外国人居住者に関わる様々な問題の解決に積極的に取り組んでいくことを目的に、外国人集住都市会議が発足しました。

平成 24 年 4 月現在、29 の都市が参加し、外国人住民に係る就労や教育、医療や社会保障、防災等の問題解決に向けて会議を重ね、互いに連携した取組を進めたり、国や県、関係機関へ提言を行ったりしています。

本市は、当会議に平成 18 年度からオブザーバーとして、平成 19 年度からは正会員として加入しました。また、平成 23 年度及び平成 24 年度は、三重・滋賀・岡山ブロックのリーダー都市として、協議に参加しています。

表12 外国人集住都市会議参加都市の現状

平成24年4月1日現在

都市名	総人口 (人)	外国人登録 者 (人)	外国人割合 (%)	登録者国籍 1位	同2位	同3位
伊勢崎市	211,273	10,424	4.9	ブラジル	ペルー	フィリピン
太田市	220,121	7,338	3.3	ブラジル	ペルー	中国
大泉町	40,980	6,288	15.3	ブラジル	ペルー	フィリピン
上田市	162,538	3,845	2.4	中国	ブラジル	韓国・朝鮮
飯田市	106,678	2,387	2.2	中国	ブラジル	フィリピン
大垣市	164,306	5,283	3.2	ブラジル	中国	韓国・朝鮮
美濃加茂市	55,505	4,789	8.6	ブラジル	フィリピン	中国
可児市	101,333	5,765	5.7	ブラジル	フィリピン	中国
浜松市	816,848	25,138	3.1	ブラジル	フィリピン	中国
富士市	260,559	4,891	1.9	ブラジル	中国	フィリピン
磐田市	172,814	6,702	3.9	ブラジル	フィリピン	中国
掛川市	119,206	4,038	3.4	ブラジル	フィリピン	中国
袋井市	86,888	3,346	3.9	ブラジル	中国	フィリピン
湖西市	61,861	3,222	5.2	ブラジル	ペルー	中国
菊川市	48,537	3,159	6.5	ブラジル	フィリピン	中国
豊橋市	380,538	15,593	4.1	ブラジル	フィリピン	韓国・朝鮮
豊田市	422,830	14,068	3.3	ブラジル	中国	韓国・朝鮮
小牧市	153,344	7,748	5.1	ブラジル	中国	フィリピン
知立市	70,451	4,239	6.0	ブラジル	中国	フィリピン
津市	279,335	8,041	2.9	ブラジル	中国	フィリピン
四日市市	313,638	8,276	2.6	ブラジル	韓国・朝鮮	中国
鈴鹿市	202,142	8,015	4.0	ブラジル	ペルー	中国
亀山市	50,001	2,038	4.1	ブラジル	中国	フィリピン
伊賀市	98,691	4,561	4.6	ブラジル	中国	ペルー
長浜市	124,695	3,530	2.8	ブラジル	中国	ペルー
甲賀市	94,224	2,679	2.8	ブラジル	中国	韓国・朝鮮
湖南市	55,061	2,324	4.2	ブラジル	ペルー	韓国・中国
愛荘町	20,981	777	3.7	ブラジル	中国	韓国・朝鮮
総社市	67,580	787	1.2	ブラジル	中国	韓国・朝鮮

朝鮮とは、朝鮮半島出身者をいう。中国には、台湾出身者も含む。

(資料： 外国人集住都市会議ホームページ <http://homepage2.nifty.com/shujutoshi/>)

4 姉妹・友好都市交流の概要

(1) 姉妹都市（ブラジル・オザスコ市）交流の概要

昭和 48 年（1973 年）に三重県とサンパウロ州が姉妹提携を行ったことなどが発端となり、オザスコ市から県都である津市と姉妹提携を希望する気運が高まり、三重県知事に提携あつせんの依頼と、津市長に姉妹提携希望の文書が届きました。

このようなオザスコ市側の意向等について検討した結果、互いの交流を深めることにより、市民とりわけ青少年の国際的視野を広げ、国際親善と世界平和にも貢献すると判断し、昭和 51 年（1976 年）10 月 18 日姉妹都市提携を結びました。

オザスコ市は、ブラジル連邦共和国サンパウロ州の州都サンパウロ市に隣接し、南緯 23 度 32 分、西経 46 度 46 分に位置する面積約 67 平方キロメートル、標高 720m（市庁位置）、人口約 70 万人の都市で、気温は 6～37℃、年間降水量は約 1,300mm と気候は温暖で、昭和 37 年（1962 年）に市制が施行され、平成 24 年には市制施行 50 周年を迎えました。

オザスコ市と津市との間では、代表団の相互訪問や青少年の派遣・受入などの交流を中心に、写真や児童作品の交換、スポーツ交流や提携日を記念する交流イベントなどが行われており、平成 18 年には姉妹都市提携 30 周年を記念して、植樹式やシンポジウムを、平成 23 年には姉妹都市提携 35 周年を記念して、国際交流フットサル大会等を開催しました。

姉妹都市（ブラジル連邦共和国・オザスコ市）



(2) 友好都市（中国・鎮江市）交流の概要

経済界をはじめ市民の間で、隣国・中華人民共和国の都市との友好関係樹立の気運が高まり、気候風土等の類似性があり、当時すでに三重大学と学術交流を行っていた江蘇工学院（現・江蘇大学）のある鎮江市が交流先として適当であると選出しました。そして鎮江市側の友好交流に対する意思が表明されたことから、その後数回の相互訪問を経て、昭和 59 年（1984 年）6 月 11 日友好都市提携を結びました。

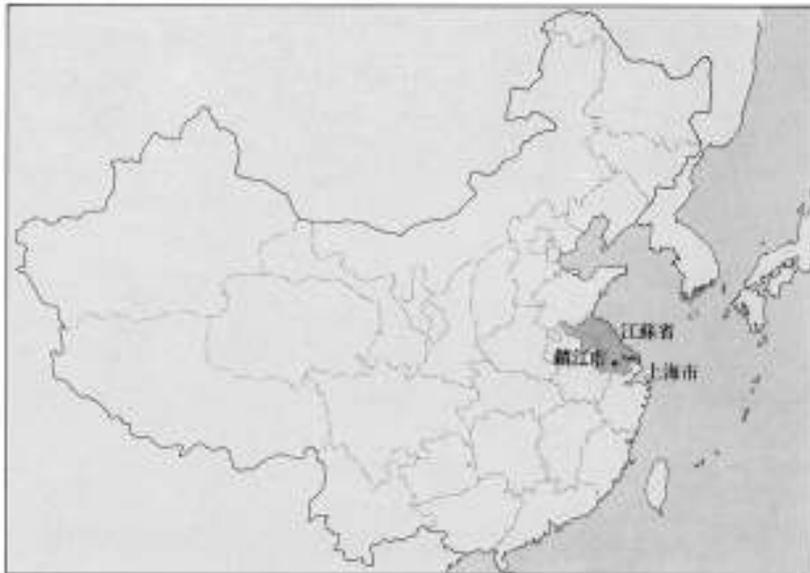
鎮江市は、中華人民共和国江蘇省にあり、長江下流の南岸、南京の東 70 キロ、上海の西 280 キロに位置しています。面積は 3,847 平方キロメートル、人口は 290 万人で、気候は四季の移り変わりがはっきりとした北亜熱帯性南部季節風気候です。

3,500 年の歴史を有するこの市は、国の指定する歴史文化都市であり、また、港湾・観光都市としても発展してきました。長江河畔には、観光名所となっている金山、焦山、北固山の三つの山があり、古くから風光明媚な地として知られるとともに、多くの文人墨客がここに集い、残された筆跡等は中国の貴重な文化財となっています。

現在の鎮江市は、国際都市・上海からも近く、交通の便にも恵まれていることから、電力・製糸・化学工業・船舶・自動車など工業都市としても着実に発展を遂げています。

津市と鎮江市の間では、代表団の相互訪問など行政・議会による交流のほか、市民訪中団の派遣や技能実習生の受入、文化・スポーツ・青少年交流など幅広い民間交流も行われています。

友好都市（中華人民共和国・鎮江市）



5 国際交流推進団体の活動状況

平成18年の旧津市の地域においては、平成7年(1995年)6月に津市国際交流協会が設立され、姉妹・友好都市交流事業、語学講座、国際交流イベント及び外国人住民向け日本語教室の事業を行っていました。また、旧久居市の地域においては、久居市国際交流協会(前ひさい国際交流協会)が平成10年(1998年)3月に設立され、国際交流イベントの開催や行政情報の提供、日本語教室及び日本語ボランティア養成講座などの事業を行っていました。その他に旧河芸町の地域においては、河芸町国際交流協会(前津市北部国際交流協会)が平成元年(1988年)12月に設立され、友好都市交流や語学講座など事業を行ってきました。

そのような中、平成22年4月、より広い視点に立った国際交流機会の提供と市民の国際感覚の醸成を目指し、津市国際交流協会、ひさい国際交流協会及び津市北部国際交流協会の3協会が統合し、新たな「津市国際交流協会」が誕生しました。

国際交流協会以外の国際交流推進団体としては、ホームステイ・イン津実行委員会がホームステイ事業の推進や、歌と踊りによる外国人住民との交流イベント「ワイワイガヤガヤフェスタ」や留学生たちとの交流事業「セカンドホーム」を、またこれ以外にも多数の団体により、各種国際交流事業を実施し国際交流を推進しています。

6 国際化に向けた課題

本市の国際化は、これまで姉妹・友好都市交流関係事業を中心に実施してきましたが、近年は外国人住民の定住化が進み、地域において多様な文化や価値観を認め合い、国籍や民族、言葉や習慣の違いを超えた多文化共生の意識づくりに向けた事業推進、コミュニケーション機会の拡充、また厳しい社会情勢の中で生活する外国人住民に対する生活環境支援などの事業推進が課題となっています。

また、事業推進における行政の関係部局も多岐にわたっていることから、その調整連携を含めた国際化・多文化共生の推進に向けた体制整備が必要となっています。

第3章 | 国際化の基本的な考え方

1 基本理念

基本理念

【国籍や民族、多様な文化の違いを認め合う、心豊かで元気あふれる県都の実現】

本市では7,000人を超える外国人住民の方々が生活しており、市内の様々な場所でその姿を見かけることが多くなりました。地域活動や生活の場においても、外国人住民と交わる機会が増えてきています。

基本理念「国籍や民族、多様な文化の違いを認め合う、心豊かで元気あふれる県都の実現」は、本市で暮らす外国人住民と日本人住民が、共に地域社会を構成する一員として共生することができ、誰もが住みやすいまちづくりを目指すものです。

2 基本目標

(1) 多文化共生のまちづくりとその推進

外国人の定住化が進み、外国人住民を生活者・地域住民として認識する視点が求められていることを踏まえ、在留期間の長期短期に関わらず、外国人住民への総合的な行政サポートを提供するとともに、地域社会の構成員としての社会参加を促す仕組みづくりを進めます。

これにより、外国人住民と日本人住民が、国籍や民族の違いを認め合い、互いの文化や生活習慣の違いを理解しながら、地域社会の構成員として共に生きていくことができる、多文化共生のまちづくりを進めます。

(2) 姉妹・友好都市など海外諸都市との交流の充実

市民の国際感覚の醸成や友好交流の促進、国際親善に貢献することを目的に、ブラジル連邦共和国・オザスコ市及び中華人民共和国・鎮江市と姉妹・友好都市交流を行っていますが、これまでの友好親善を更に発展した、より実効的な交流への発展を目指します。

さらに、姉妹・友好都市交流だけに留まらず、世界各国の都市との交流を進めます。

(3) 国際感覚豊かな市民の育成

急速な勢いでグローバル化が進み、外国との出会いや外国の文化に触れる機会が増える中で、個人の魅力や価値をより高めていこうとする傾向は更に強まることが予想されます。

国際交流や国際貢献の活動を行っている官民の国際交流推進団体、小・中・高等学校、高等教育機関や事業者とも連携し、国際交流機会の提供を行うことにより、国際感覚・人権感覚豊かな市民の育成に努めます。

(4) 国際化への取組体制の整備・充実

地域の国際化、国際感覚豊かな市民づくりを進めるため、行政内部における国際化の推進体制を整備する一方、国際交流協会や民間団体、市民との連携・協働における役割分担を明確化することで、民間主体でも国際化への取組を更に推進できる体制を整備します。

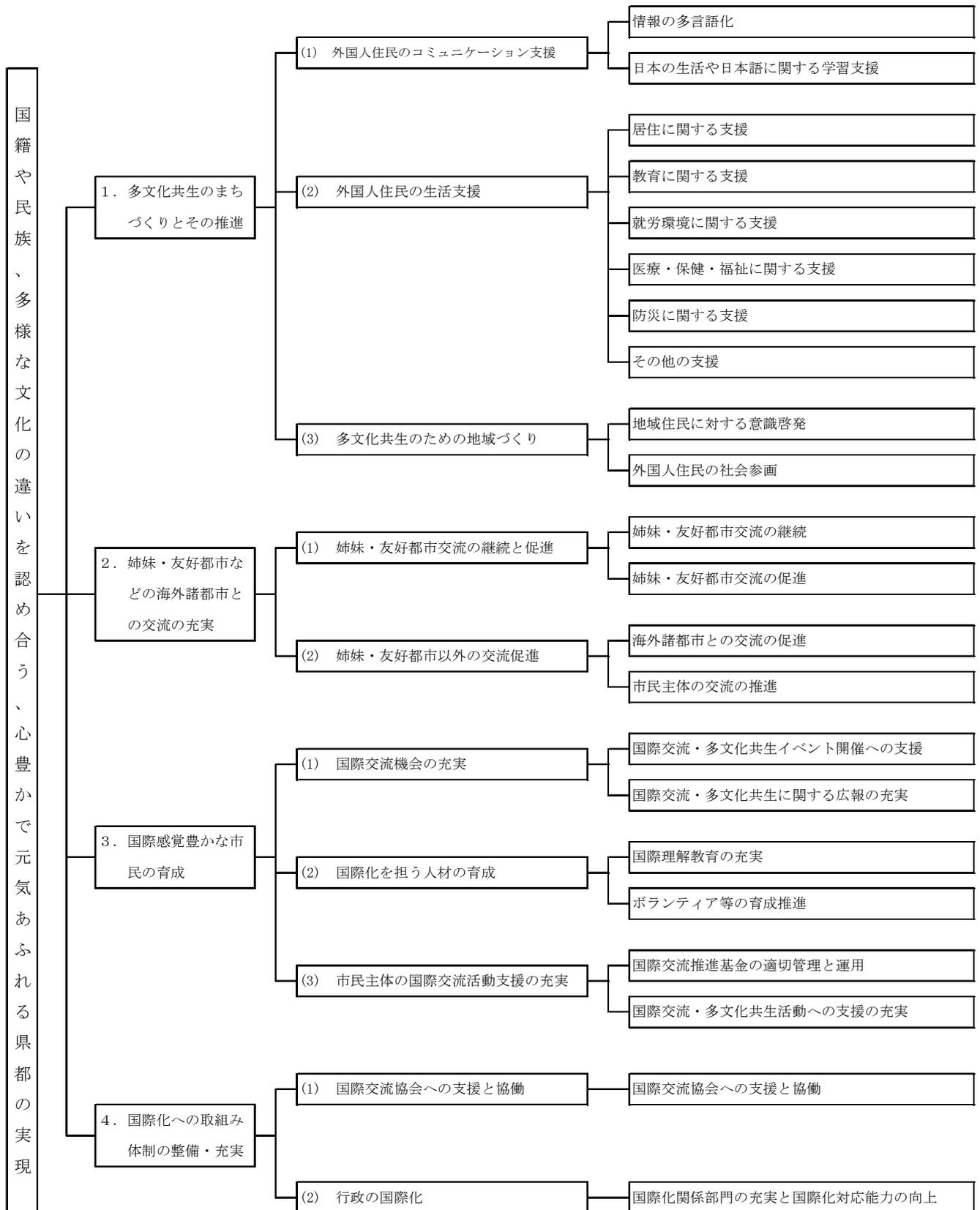
3 施策の体系

[基本理念]

[基本目標]

[施策の基本的な考え方]

[具体的な施策]



4 施策の基本的な考え方

(1) 多文化共生のまちづくりとその推進

① 外国人住民のコミュニケーション支援

外国人住民の中には、日本語能力が不十分であることにより、日常生活において様々な問題が生じていることから、外国人のコミュニケーションの支援に努めます。

② 外国人住民の生活支援

外国人住民は家族を持ち定住化する傾向にありますが、地域で生活していく上で必要な基本的環境が十分に整っていない場合も多いことから、外国人住民が地域において安心して生活を送れるよう、生活環境の整備等、様々な課題への総合的な支援に努めます。

③ 多文化共生のための地域づくり

外国人住民のコミュニケーション支援や生活環境の整備に対する取組を進めるためには、地域住民の多文化共生に関する理解が重要であることから、外国人住民の自立と地域社会へ参画できるような仕組みづくりを進めます。

(2) 姉妹・友好都市などの海外諸都市との交流の充実

① 姉妹・友好都市交流の継続と促進

オザスコ市との姉妹都市交流及び鎮江市との友好都市交流については、これまでの交流実績を踏まえて継続していくこととし、友好親善を中心とした交流から、より実効的な交流への発展を進めます。

② 姉妹・友好都市以外の交流促進

市内の一部の地域では、特定の外国都市との友好交流や青少年を派遣するなどの国際化を進めてきており、これらの都市との交流については、市民主体の交流として促進していきます。また、姉妹・友好都市等に限らず、広く世界各国の都市との交流に取り組みます。

(3) 国際感覚豊かな市民の育成

① 国際交流機会の充実

国際交流協会や市民団体、外国人住民と連携し、世界の人々や文化に触れることのできる国際交流・多文化共生イベントの開催を支援するとともに、国際交流に関する広報の充実に努めます。

② 国際化を担う人材の育成

三重大学や各種団体との連携により、海外の子どもとの交流活動を進め、異文化理解を深めるとともに、外国語指導助手を配置するなど、国際理解教育などの取り組みを充実します。

また、国際交流協会や市民団体と連携し、国際社会に貢献できるボランティアの育成や三重短期大学の公開講座などによる人材の育成に努めます。

③ 市民主体の国際交流活動支援の充実

津市国際交流推進基金の適切な管理、運用に努めるとともに、津市国際交流事業補助金による支援を通じて、市民主体の国際交流活動の推進に努めます。

(4) 国際化への取組体制の整備・充実

① 国際交流協会への支援と協働

地域での活動主体となる国際交流協会への支援と協働のための取組を行います。

② 行政の国際化

急速な国際化に対応できるよう、行政における関係部門や調整機能を強化し、総合的な国際化の推進に取り組みます。

また、国際化に関する職員研修や講演会を通じて、職員の国際化対応能力の向上に努めます。

第4章 | 本市における具体的施策

1 多文化共生のまちづくりとその推進

(1) 情報の多言語化

① 多様な言語やメディアによる行政・生活情報の提供

<現状と課題>

- 市役所を訪れる外国人住民に、言葉の問題で制度の内容や手続きの方法が伝わらないことがあります。
- 多くの行政文書やパンフレットは外国人住民を意識したものは少なく、各所管において多言語化されたチラシ等の配布にとどまっています。
- 外国人住民への多言語による様々な行政・生活情報提供が必要となっています。

<施策の方向性>

- 市内には様々な母国語を持つ多くの外国人が居住していることから、外国人住民の国籍を考慮した適切な言語による対応や、外国人住民の生活習慣に配慮した情報提供の充実に努めます。

<具体的推進内容>

項目	内容	所管課
ア	外国人通訳等担当員など、外国語対応ができる職員の配置・拡充に努めます。	市民交流課
イ	行政文書やパンフレット、施設内看板などの多言語化ややさしい日本語を取り入れる等、ユニバーサルデザインに配慮した表現に努めます。	市民交流課
ウ	外国人住民に対し、行政情報をはじめとする各種情報の定期的な提供に努めます。	市民交流課
エ	自治会や企業、団体等と連携した情報提供の拡充に努めます。	市民交流課 対話連携推進室 産業政策振興課 商業労政振興課

② 外国人住民向け相談窓口の周知・拡充等

<現状と課題>

- 母国と異なった日本の制度や文化、習慣の中で生活している外国人住民は、制度の理解に苦しんだり、トラブルに巻き込まれたりするケースが増えています。
- 外国人住民の定住化、生活形態の変化に伴い、外国人住民のニーズや抱える問題は多様化しています。
- 行政サービスの窓口は、各所管で分かれており、どこに相談に行けば良いのか分からない外国人住民が多く、相談窓口の周知が必要となっています。

＜施策の方向性＞

○外国人住民が行政情報や生活に必要な情報を適切に入手し、地域で生活する中で生じる様々な問題について、相談できる体制の整備・拡充を進めます。

＜具体的推進内容＞

項目	内容	所管課
ア	市役所を訪れる外国人住民に対し、総合的な相談窓口の周知に努めます。	市民交流課
イ	多様化する外国人住民のニーズや抱える諸問題に対し、相談体制の整備・拡充に努めます。	市民交流課

(2) 日本の生活や日本語に関する学習支援

① 生活開始時等におけるオリエンテーション等の実施

＜現状と課題＞

○外国人住民の中には、日本の制度や地域社会での生活マナーを理解しないまま生活を始めることにより、地域内でトラブルになることが多くあります。

＜施策の方向性＞

○来日して間もない外国人や、はじめて本市の一員となって生活を始める外国人住民に、転入等の機会を利用し、日本の制度や生活習慣等について学習する機会を提供します。

＜具体的推進内容＞

項目	内容	所管課
ア	多言語の「生活ガイドブック」による情報提供を行います。	市民交流課
イ	外国人住民の転入時等において外国人住民向け生活オリエンテーションを実施します。	市民交流課 市民課
ウ	外国人技能実習生受入研修時に生活オリエンテーションを実施します。	市民交流課
エ	外国語版「ごみ分別ハンドブック」による情報提供を行います。	環境政策課

② 日本語や日本社会に関する学習機会の提供

＜現状と課題＞

○外国人住民が地域社会で自立した生活をしていくためには、日本語でコミュニケーションを図ることができる能力を身につけることに加え、日本の社会や文化等について理解を深めることが必要となっています。

＜施策の方向性＞

○外国人住民が継続的に日本語及び日本の文化や社会習慣を学習するための機会を提供します。

<具体的な推進内容>

項目	内容	所管課
ア	「日本語教室」の開講支援等による日本語学習機会の提供と充実に努めます。	市民交流課
イ	各種イベントの開催支援等を通じ、日本の文化に関する理解の促進に努めます。	市民交流課 観光振興課 文化振興課

(3) 居住に関する支援

<現状と課題>

- 外国人住民は保証人の確保等の困難により民間住宅への入居が難しいことや経済的な理由等から、市営住宅への入居希望者は増加傾向にあります。また、県営住宅や都市再生機構の整備する賃貸住宅についても同様です。
- 外国人住民が多数入居する住宅や地域においては、生活習慣の違いなどから家庭ごみの取扱いや夜間の騒音など、生活ルールを巡って地域住民と外国人住民とのトラブルが発生することがあります。

<施策の方向性>

- 市内への居住にあたり、外国人住民へのオリエンテーションの実施や自治会等と連携した生活支援体制の充実、外国人住民の住居確保に関する情報収集等、住居確保に関する支援に努めます。

<具体的な推進内容>

項目	内容	所管課
ア	外国人住民の転入や転居に際し、生活オリエンテーションを実施します。	市民交流課 市民課 市営住宅課
イ	外国人住民へ自治会に関する説明を行うとともに、地域住民と外国人住民が双方向性を持つ連携が取れる仕組みづくりに努めます。	市民交流課 対話連携推進室
ウ	外国人住民の居住において、有益となる情報収集に努めます。	市民交流課

(4) 教育に関する支援

① 不就学の子どもに対する支援

<現状と課題>

- 外国につながる子どもについては、義務教育の明確な位置付けがない中で、様々な理由により不就学の子どもが存在しています。
- 外国につながる子どもたちの不就学については、様々な社会的要因からその実態を把握することは困難な状況になっています。

<施策の方向性>

○今後も関係部署が連携し、不就学の実態把握と解消に努めるとともに、教育環境の整備や就学支援の体制づくりに努めます。

<具体的な推進内容>

項目	内容	所管課
ア	関係部署が連携し、外国につながる子どもの不就学の実態把握と解消に努めます。	学校教育課 教育研究支援課 人権教育課 市民交流課 市民課
イ	外国につながる子ども及び保護者が魅力を持つような教育環境の整備に努めます。	教育研究支援課 人権教育課 市民交流課
ウ	義務教育年齢の子どもの学ぶ権利の保障について啓発に努めます。	学校教育課 人権教育課 市民交流課
エ	日本の小中学校への入学や学校生活やその他学校制度全般についての情報提供に努めます。	学校教育課 教育研究支援課 人権教育課 市民交流課
オ	企業や事業所に対し、外国人従業員の子どもの就学について理解を図り、就学支援についての連携に努めます。	人権教育課 市民交流課 産業政策振興課

② 日本語指導の必要な児童・生徒に対する支援

<現状と課題>

- 日本の小中学校に通う外国につながる児童・生徒の中には、生活に必要な日常語や学習に必要な日本語が理解できず、学校の生活や学習に支障をきたす児童・生徒も多く、初期日本語教育指導体制の充実が急務となっています。
- 日本生まれであったり、幼い頃に来日しているにも関わらず、効果的な初期日本語教育が受けられなかったため、日本語による授業が理解できず、基礎学力がつかないまま成長してしまう児童・生徒がいます。
- 高等教育を受けるための日本語能力を習得し、学習内容を理解するためには、教科学習につながる日本語教育や学習支援が必要ですが、そうした支援が受けられない中で、外国につながる子どもの高等教育への進学率は、日本人に比べ非常に低くなっています。
- 保護者の勤務状況から子どもと接する時間も限られるなどの厳しい家庭環境により、母国語も日本語も不十分な習得状況になっている児童・生徒がいます。

<施策の方向性>

○外国につながる子どもたちの、高等学校への進学率は約83%（平成23年度）という状況から、日本語指導が必要な児童生徒に対し、日本語習得を支援する体制の充実に努めます。

<具体的な推進内容>

項目	内容	所管課
ア	教職員は、校内で日本語指導の体制づくりを行い、日本語指導等の充実に努めます。	人権教育課
イ	日本語教育カリキュラムを作成し、初期日本語指導教室「きずな」を拠点として日本語初期指導の充実に努めます。	人権教育課
ウ	市内小中学校への外国人児童生徒通訳等巡回担当員や日本語指導ボランティアの派遣を通じて小中学校の外国につながる児童・生徒への日本語指導を支援します。	人権教育課
エ	日本語能力把握スケールによる日本語能力判定会議を各小中学校で実施し、外国につながる児童・生徒の日本語能力の実態を把握し、必要に応じた支援に努めます。	人権教育課
オ	日本語習得を支援する市民団体やボランティアの把握に努め、連携を推進します。	市民交流課 人権教育課
カ	日本語教室を開催することにより、外国につながる児童・生徒の日本語学習の充実に努めます。	人権教育課 市民交流課

③ 進路に関わる支援

<現状と課題>

○日本の義務教育制度では、その課程の修了が重視されがちですが、定住化傾向にある外国につながる児童・生徒には、将来を見据えた適切な進路選択が重要となっています。

<施策の方向性>

○外国につながる児童・生徒が適切な進路を選択し、やりがいの感じる仕事に就けるよう、進路指導に関する支援に努めます。

<具体的な推進内容>

項目	内容	所管課
ア	外国につながる児童・生徒や保護者を対象とした、進路説明会を開催します。	人権教育課 教育研究支援課
イ	学校における進路指導の充実に努めます。	教育研究支援課

④ 保護者、家庭とのコミュニケーションに対する支援

<現状と課題>

- 外国につながる児童・生徒の家庭では、日本語のわからない保護者に対して、学校生活や学習に対する情報が不足している場合があります、学校からの適切な情報提供が必要となっています。
- 日本で暮らす外国につながる子どもにとって、保護者との共通の言語を持つことは、家族でのコミュニケーションや母国の文化を保持していく上で、重要となっています。
- 外国につながる児童・生徒の保護者に対し、学校からの適切な情報提供が必要となっています。

<施策の方向性>

- 外国につながる児童・生徒の保護者に対し、適切な情報提供に努めるとともに、家庭内のコミュニケーション支援体制の充実に努めます。

<具体的な推進内容>

項目	内容	所管課
ア	教育や学校生活等について、正しい理解が得られるよう、学校から家庭への通知文書等の多言語化「やさしい日本語」での表記に努めます。	学校教育課 教育研究支援課 人権教育課
イ	学校や地域において、母国の文化についての認識が深まるような事業の実施に努めます。	人権教育課 市民交流課
ウ	外国人児童生徒通訳等巡回担当員や母語支援協力員の派遣制度を通じて、学校と家庭の連携を支援する体制の充実に努めます。	人権教育課 市民交流課

(5) 就労環境に関する支援

<現状と課題>

- 就労に制限がない「日本人の配偶者」や「定住者」の在留資格で滞在する外国人住民は、製造業に従事するケースが多く、派遣や請負といった不安定な就労状況のケースが目立っています。
- 外国人労働者は、社会保険等に参加しなかったり、労働関係法令の定める労働条件を満たさない環境で就労したりしていることが指摘されています。

<施策の方向性>

- 外国人を雇用する企業や商工会議所等と連携し、外国人労働者の適切な就業機会の確保や就労環境の改善等に努めます。

<具体的な推進内容>

項目	内容	所管課
ア	外国人を雇用する企業や商工会議所、ハローワークや労働基準監督署との連携により、社会保険への加入啓発など、外国人労働者の就労環境の改善を促します。	保険年金課 商業労政振興課 市民交流課

(6) 医療・保健・福祉に関する支援

<現状と課題>

- 外国人住民は、制度に関する情報や理解の不足などから、医療保険に加入しないケースが多いということが問題となっています。
- 医療機関や健康診査の受診の際、日本語の理解が十分でないため、円滑な診査や診療等が受けられないことがあることから、医療通訳に対する取組が必要となっています。
- 日本で出産する外国人女性が増えてきていることから、安心して妊娠、出産、子育てができる支援体制が必要となっています。
- 外国人家庭は共働きが多く、保育園での外国人住民の子どもが占める割合が増えています。そのため、保育園での保護者とのコミュニケーションの問題が生じており、多言語による情報提供などの支援が必要となっています。
- 厳しい社会情勢を受けて、外国人住民の福祉施策への依存率が高くなっています。

<施策の方向性>

- 医療保険への加入促進を始め、医療・保健・福祉施策に関する適切な情報提供と多言語対応に努めます。

<具体的な推進内容>

項目	内容	所管課
ア	医療保険制度の加入を促進するため、多言語による医療保険制度の啓発に努めます。	保険年金課
イ	医療問診表等の多言語表記に努めます。	中央保健センター
ウ	健康診査や健康相談等の多言語による広報、対応に努めます。	中央保健センター 市民交流課
エ	各種医療・保健・福祉施策での多言語対応に努めます。	高齢福祉課 障がい福祉課 介護保険課 こども家庭課 医療助成室 中央保健センター 援護課

(7) 防災に関する支援

<現状と課題>

- 外国人住民の中には、地震等の災害を経験したことがない人も多く、災害に対する理解と認識の向上が必要です。
- 外国人住民の中でも、日本語のコミュニケーションが困難な外国人住民は、災害発生時に支援が必要となる「災害時要援護者」となる可能性があることから、平常時から外国人住民に対する防災教育や防災訓練を行うとともに、災害時の情報提供については関係機関との連携を図りながら多言語ややさしい日本語による情報発信が必要となっています。

<施策の方向性>

- 外国人住民に対する防災意識の啓発や災害時における多言語の情報提供等に取り組みます。

<具体的な推進内容>

項目	内容	所管課
ア	外国人住民を対象とした防災教育や防災訓練を実施します。	市民交流課 危機管理課 防災室
イ	避難所等の多言語表記に努めます。	市民交流課 危機管理課 防災室
ウ	各種気象情報や災害関連情報等の多言語による提供の拡充に努めます。	市民交流課 危機管理課 防災室
エ	災害発生時の避難所等での通訳ボランティアの確保・育成に努めます。	市民交流課 危機管理課 防災室

(8) その他の支援

<現状と課題>

- 本市には国立大学法人の三重大学や市立・私立の短期大学、県立看護大学が、また隣接市には鈴鹿国際大学があることから、外国からの留学生が多数生活していますが、留学生の中には物価高や住宅の確保など、多くの悩みを抱えている方も少なくありません。
- 外国人住民が生活していく上で、法律や医療等の分野において、より専門性の高い相談を必要とされる場合があり、日本語によるコミュニケーションに課題が残る外国人住民向けの、より専門性の高い相談の場を提供していくことが必要となっています。

<施策の方向性>

- 留学生への日用品提供等を含めた生活支援を行うとともに、外国人住民の生活に係る専門的な相談場所の提供に努めます。

<具体的な推進内容>

項目	内容	所管課
ア	新入学留学生に対し、市民からの日用品の提供等を通じた生活支援を行います。	市民交流課
イ	三重大学地域留学生推進会議（事務局：三重大学）等の関係機関と連携した留学生支援を行います。	市民交流課
ウ	弁護士会等の関係機関と連携し、多言語による専門相談の開催や情報提供に取り組みます。	市民交流課

(9) 地域住民に対する意識啓発

<現状と課題>

- 本市においては、基本的人権が尊重され、自由で平等な社会の実現を願った「人権尊重都市」を宣言し、日本人と外国人住民との相互理解に取り組んでいます。
- 多文化共生社会を目指した地域社会を形成するためには、外国人住民に対しての施策のみならず、日本人住民側にも、外国人住民も地域で生活を共にする同じ住民であるという意識を育てることが重要となっています。

<施策の方向性>

- 地域住民に対して、外国人住民への認識を深める啓発や、文化、歴史的背景、生活様式について正しく理解する機会等の提供に努めます。

<具体的な推進内容>

項目	内容	所管課
ア	地域住民に対する多文化共生についての啓発を行うとともに、異文化理解や外国人の人権尊重に関する啓発を行います。	市民交流課 人権課
イ	多文化共生に関するイベント等を開催します。	市民交流課
ウ	学校等において、地域と連携し多文化共生について学びます。	市民交流課 人権教育課

(10) 外国人住民の社会参画

<現状と課題>

- 審議会や委員会などの附属機関へ外国人住民の参加を進め、外国人住民の意見を市の施策に反映させる仕組みづくりが必要になっています。
- 多くの外国人住民は、地域と交わらずに生活している可能性が高く、多文化共生の地域づくりを進めていくためには、外国人住民に地域住民としての自覚を促すとともに、地域社会へ参画できる仕組みづくりが必要になっています。

<施策の方向性>

○外国人住民の意見が行政や地域社会へ反映できる仕組みづくりと、地域住民として自覚が持てるような取り組みを進めます。

<具体的な推進内容>

項 目	内 容	所 管 課
ア	外国人住民の意見を市の施策に反映させる仕組みづくりに取り組みます。	市民交流課
イ	外国人住民のネットワーク組織及び活動リーダー（キーパーソン）の発掘や育成に努めます。	市民交流課
ウ	外国人住民の地域社会への参画を支援します。	市民交流課

2 姉妹・友好都市など海外諸都市との交流の充実

(1) 姉妹・友好都市交流の継続

<現状と課題>

- 本市は、姉妹都市としてブラジル連邦共和国サンパウロ州のオザスコ市、友好都市として中華人民共和国江蘇省の鎮江市と提携しています。

<施策の方向性>

- 今後も津市代表訪問団や市民訪問団などによる交流を継続していきます。

<具体的な推進内容>

項目	内容	所管課
ア	姉妹都市（オザスコ市）との交流を継続します。	市民交流課
イ	友好都市（鎮江市）との交流を継続します。	市民交流課

(2) 姉妹・友好都市交流の促進

<現状と課題>

- 本市におけるブラジル連邦共和国サンパウロ州オザスコ市との姉妹都市交流及び中華人民共和国江蘇省鎮江市との友好都市交流については、これまで長年にわたりスポーツや青少年など様々な形での交流実績があります。
- 本市の姉妹・友好都市交流は、主に友好親善交流が中心でしたが、今後は環境や経済、観光等の分野での交流も必要となってきています。

<施策の方向性>

- これまでの友好親善中心の交流から、より実効的な交流への発展を進めます。

<具体的な推進内容>

項目	内容	所管課
ア	姉妹都市（オザスコ市）との環境や経済、観光等の交流を推進します。	市民交流課
イ	友好都市（鎮江市）との環境や経済、観光等の交流を推進します。	市民交流課

(3) 海外諸都市との交流の促進

<現状と課題>

- 本市は、青少年のホームステイ事業等を通じて、一部の英語圏都市との交流があります。
- 企業や団体等においては、経済や産業等の分野において、海外諸都市との交流を行っています。
- 本市の現在の交流は、姉妹・友好都市交流がそのほとんどを占めていることから、今後は開かれた津市を目指し、様々な都市との交流が必要となっています。

<施策の方向性>

○産業や環境、観光や教育などの多方面において、海外諸都市との交流を進めます。

<具体的な推進内容>

項目	内容	所管課
ア	姉妹・友好都市以外の海外諸都市との交流を進めます。	市民交流課
イ	企業や団体等が行う海外諸都市との交流を支援します。	市民交流課 産業政策振興課

(4) 市民主体の交流の推進

<現状と課題>

○本市では、合併前の市町村において、特定の外国諸都市との友好関係提携や交流を行っていました。

○市内で活動する様々な団体が、その目的に沿った国際交流・国際貢献を行っています。

<施策の方向性>

○地域の国際化や各種団体が進める国際交流や国際貢献活動は、これからも市民主体の交流として推進します。

<具体的な推進内容>

項目	内容	所管課
ア	地域における外国諸都市との市民主体の国際交流を推進します。	市民交流課
イ	各種団体等が行う国際交流、国際貢献活動を支援します。	市民交流課

3 国際感覚豊かな市民の育成

(1) 国際交流・多文化共生イベント開催への支援

<現状と課題>

○各国際交流推進団体において、様々な国際交流・多文化共生イベントが行われています。

<施策の方向性>

○津市国際交流事業補助金などを活用し、国際交流推進団体が行うイベントの開催を継続的に支援していきます。

<具体的な推進内容>

項目	内容	所管課
ア	国際交流・多文化共生イベントに対し、津市国際交流事業補助金を活用した継続的な支援に努めます。	市民交流課
イ	国際交流・多文化共生イベントの開催に係る情報収集と啓発に努めます。	市民交流課

(2) 国際交流・多文化共生に関する広報の充実

<現状と課題>

○国際交流や多文化共生に係る広報は、国際交流協会のホームページや、主催する国際交流推進団体により独自に行われるものが多くあります。

○国際交流や多文化共生に係る広報は、より多くの市民に知らせることが必要ですが、国際交流推進団体の広報では限りがあります。

<施策の方向性>

○支援する国際交流・多文化共生イベントなどについては、市広報やホームページ等への掲載により、広報の充実を図ります。

<具体的な推進内容>

項目	内容	所管課
ア	支援する国際交流・多文化共生イベントの市広報やホームページへの掲載を行います。	市民交流課 広報課
イ	国際交流・多文化共生イベントについて、国際交流協会や国際交流推進団体への紹介等の支援を行います。	市民交流課

(3) 国際理解教育の充実

<現状と課題>

○年少時からの異文化への理解を深めるため、本市の公立小・中学校では、国際交流推進団体等と連携したり、外国語指導助手や地域住民の方等を講師とした国際理解教育を実施しています。

<施策の方向性>

- 国際交流推進団体との連携や外国語指導助手の配置による、国際理解教育や英語教育の取組の充実を図ります。

<具体的な推進内容>

項目	内容	所管課
ア	三重大学や各種団体との連携により海外の子ども達との交流活動を進めます。	教育研究支援課 市民交流課
イ	外国語指導助手の配置により国際理解教育や英語教育の取組の充実を図ります。	教育研究支援課

(4) ボランティア等の育成推進

<現状と課題>

- チラシやパンフレット等の翻訳、日本語教室等の講師については、そのほとんどをボランティアに頼っています。
- 外国人住民の出身国も多国にわたっていることから、より多くの言語に対応できるボランティアの確保が必要となっています。

<施策の方向性>

- 国際交流推進団体と連携し、ボランティア研修会の開催やボランティアの確保・育成に努めます。

<具体的な推進内容>

項目	内容	所管課
ア	国際交流ボランティア研修会を開催します。	市民交流課
イ	国際交流ボランティアの募集啓発を行うとともに多様な言語に対応できるボランティアの発掘に努めます。	市民交流課

(5) 国際交流推進基金の適切管理と運用

<現状と課題>

- 本市においては、津市国際交流推進基金設置条例による津市国際交流推進基金が設置されています。
- 長引く金利の低迷により、基金運用利益が減少しています。

<施策の方向性>

- 基金の適切な管理と運用により、国際化の推進に資するよう努めます。

<具体的な推進内容>

項目	内容	所管課
ア	国際交流推進基金運営委員会による基金の適切な管理と運用を行います。	市民交流課

(6) 国際交流・多文化共生活動への支援の充実

＜現状と課題＞

○本市においては、津市国際交流推進基金の運用益を活用し、津市国際交流事業補助金を交付しています。

＜施策の方向性＞

○津市国際交流推進基金の適切な管理運用を行い、安定した補助金額の確保に努めます。

＜具体的な推進内容＞

項 目	内 容	所 管 課
ア	津市国際交流事業補助金の安定した確保により、国際交流・多文化共生活動への支援の充実に努めます。	市民交流課

4 国際化への取組体制の整備・充実

(1) 国際交流協会への支援と協働

＜現状と課題＞

○本市においては、津市国際交流協会が津支部、ひさい支部、津北部支部を中心に事業を展開しています。

＜施策の方向性＞

○国際交流協会は、国際交流、多文化共生活動の中核を担っていることから、今後も活動への協働・協力や支援の充実に努めます。

＜具体的な推進内容＞

項目	内容	所管課
ア	国際交流協会と協働・協力し、国際交流・多文化共生活動の推進を図ります。	市民交流課
イ	国際交流協会補助金による国際交流協会事業への支援を行います。	市民交流課
ウ	国際交流協会事業の広報や啓発に協力します。	市民交流課 広報課

(2) 国際化関係部門の充実と国際化対応能力の向上

＜現状と課題＞

○本市において国際化に関する事業は、市民部の市民交流課が担当しています。
○急激に進む国際化やそれに伴う諸課題に対応するため、関係部門の更なる強化と各担当部署間の連絡調整機能の充実、国際化対応能力の向上が必要となっています。

＜施策の方向性＞

○関係部門の連携強化や窓口対応能力の向上を図ることにより、行政の総合的な国際化に努めます。

＜具体的な推進内容＞

項目	内容	所管課
ア	津市国際化推進連絡会議による各担当部署間の連絡調整機能の充実と、職員研修等による国際化対応能力の向上に努め、国際化に係る推進体制の強化を図ります。	市民交流課 人事課 行政経営課

第5章 | 計画の推進体制

津市国際化基本計画を具体的かつ効率的に推進していくため、行政による施策の展開とともに、市民、事業者、各種団体や国際交流推進団体が、それぞれの役割を果たしつつ連携や協働を進めるとともに、国や県などの関係機関や外国人集住都市会議をはじめとする、県内外の様々な自治体との緊密な連携に努めます。

また、本計画の推進にあたり、庁内における横断的組織「津市国際化推進連絡会議」による、関係各部署間の緊密な連携調整を図りながら、具体的な施策の進捗状況の把握に努めるとともに、国際化時代の潮流を注視しながら、時代の変化に対応した計画の見直しを行うことにより、確実な推進を目指します。

【計画の推進体制イメージ図】

